

令和4年度国民健康保険税 減免申請必要書類

◎共通で提出が必要なもの

<input type="checkbox"/>	国民健康保険税減免申請書(必須、市が指定した様式) ・市役所、出張所にて配布または多摩市公式ホームページよりダウンロード(下記参照)して印刷
--------------------------	--

◎主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合

<input type="checkbox"/>	死亡診断書、医師の診断書等(必須) ・新型コロナウイルス感染症と診断されたことが記載されているものに限り
--------------------------	--

◎主たる生計維持者の令和4年中の収入が減少見込の場合(複数必要な場合があります)

<input type="checkbox"/>	収入申告書(必須、市が指定した様式) ・市役所、出張所にて配布または多摩市公式ホームページよりダウンロード(下記参照)して印刷 ・収入申告書記入例をご覧ください
<input type="checkbox"/>	令和4年1月～申請日の前月までの月毎の収入状況がわかる書類の写し(必須) 【給与収入の場合】 ・給与明細書、源泉徴収票、賃金台帳、支払証明書等 ※収入が無かった月がある場合、収入が無かったという旨の資料が必要です。 (勤務先発行の確認書等、無い場合は給与口座通帳の取引明細の写しでも可) ※給与明細書等を紛失した、または離職したため閲覧等ができない場合は、勤務先の事業所にお問合せのうえ、書類の再発行等が必要です。 【事業収入の場合】 ・収入金額を記載した帳簿(法定帳簿)等、毎月の売上がわかるもの ・廃業届または休業届(事業を廃業または休業した場合) 【不動産・山林収入の場合】 ・収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)等、毎月の売上がわかるもの
<input type="checkbox"/>	(離職後で雇用保険の受給ができる場合)雇用保険受給資格者証の両面の写し ※離職した場合でも雇用保険による失業給付も含めて審査をしますので、最新の状況まで記載されている雇用保険受給資格者証の写しが必要です。 ※就職活動中の方で受給のお手続きがこれからの場合は、先に職業安定所にて雇用保険受給のお手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	(離職したが雇用保険の受給が無い場合)離職票、退職証明書 ※離職日以降収入がない月については、預金通帳の写し等収入が無いことがわかる資料が必要です。
<input type="checkbox"/>	(令和4年1月2日以降に多摩市に転入した場合) 令和3年分確定申告書の控えの写し等、令和3年中の収入状況がわかる書類の写し

※審査の結果、資料が不足していると市が判断した場合、書類を一旦全て返却し、再申請となりますので、余裕をもった申請をお願いします。

※減免申請書の提出から減免可否の決定等の審査までに時間を要する場合があります。

※申請締切日につきましては、多摩市公式ホームページで公開しております(下記 QR コード参照)。